

## 高額医療費資金貸付申込みの手続きについて

1. 貸付金額 **窓口負担額**(保険診療適用分…食事負担・自費負担を除く)から、次の①または②を控除した額の80%相当額

①標準報酬月額 530,000円未満の被保険者	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ ※[44,400円]
②標準報酬月額 530,000円以上の被保険者	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1\%$ ※[83,400円]

※[ ]は4回目以降の場合

2. 貸付利息 な し

3. 貸付期間 貸付対象の高額療養費が支給される日まで

4. 申込方法 ①高額医療費資金貸付申込書に必要事項を記入する。

精算方法 ②領収(請求)明細書を医療機関に提出して証明してもらう。

③医療機関からの請求書または領収書のコピー

**上記①～③をセットにして、健康保険組合に提出してください。**

④資金貸付決定通知書(貸付可) }  
資金貸付不能通知書(貸付不可) } のどちらかが健保より届きます。

⑤貸付金があなたの指定した口座に振り込まれます。

⑥借用証書が健保から届きますので、記入・押印してすみやかに返送してください。

⑦貸付対象分の高額療養費が支給される月に、貸付金を自動的に精算します。

★ 給付金に差引支払額があった場合は、その金額が還付されます。  
なお、不足額があった場合は、返還通知書が届きますのでただちに返還して下さい。

⑧貸付金の全額返還が確認されたら、借用書を返送します。

5. 貸付日 健康保険組合の定めた日に、銀行振込で支払します。

6. 精算日 貸付対象の高額療養費が支給される時に、自動的に精算します。(診療月の約3ヶ月後)

7. その他 高額医療費資金貸付にともなう詳細は、そのつど下記までお問合せ下さい。

### 健康保険組合【給付係】

内線 661-4990

外線 072-752-3008

以 上